

倉敷市立連島南小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・遊びの延長から集団で一人を傷つけたり、同じ相手に対して執拗に嫌がらせをしたりというような事案が多い。また、SNS やオンラインゲームを利用している児童が多く、トラブルが年々増えている。未然防止、早期発見、即時対応を心掛け、全職員で情報共有を図り、管理職と相談をしたり、保護者とつながりながら指導にあたっている。自分本位な考えで、軽い気持ちからいじめをする児童もいるので、意識を変える取組として非認知能力の育成を図る。自分と向き合い、自分を高め、他者とつながっていくことで、「思いやり子」を育て、差別や偏見をなくしたい。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・ いじめの未然防止に向け、一人ひとりが活躍できる活動を充実させ、児童の自己肯定感を高める学校づくりを進める。
 - ・ 教育相談週間前、いじめの早期発見のためのアンケートを実施し、児童理解の充実を図る。
 - ・ 全職員がいじめについて共通認識をもち、適切に指導を行うことができるように、研修を行う。
- 〈重点となる取組〉
- ・ いじめについて全校で考える機会を設け、いじめを許さない意識を高める。(人権週間の取組)

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・ 学年便り等の配布物や学級懇談等の機会を通していじめ問題やいじめ防止に対する啓発を促し、保護者との連携を図る。また、いじめ問題等の各相談窓口や学校の教育相談窓口の紹介を掲載し、活用を促す。
- ・ PTAや学校評議員の協力を得て、地域の方々との懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

学 校

いじめ対策委員会

- 〈いじめ対策委員会の役割〉
- ・ 年間計画の立案、修正。発生したいじめ事案への対応並びに指導方針の策定。
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・ 毎月1回(生徒指導部会と兼ねて)。
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・ 職員会議等で伝達。急の場合は終礼等で伝達。
- 〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉
- ・ 校外
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・PTA会長・主任児童委員
 - ・ 校内
校長・副校長・教頭・教務・学年主任・生徒指導部保健主事・養護教諭

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・ 倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・ いじめ事案に関する相談

〈学校側の窓口〉

- ・ 教頭

〈連携機関名〉

- ・ 水島警察署、倉敷児童相談所

〈連携の内容〉

- ・ 非行防止教室の実施。

- ・ 規範意識向上の取組。

〈学校側の窓口〉

- ・ 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

(道徳の時間や学級活動での取組)

- ・ 年間を通じて道徳教育や学級活動を行い、非認知能力を育成することで心の成長を図り、思いやりの気持ちを養うことで、差別や偏見のない望ましい言動をとることができるようにする。人権週間を通して、人権意識を高める。

(児童の居場所づくりの取組)

- ・ 全ての児童が認められる場を、学級や学年ごと工夫し、自己肯定感・自己有用感を高めるとともに、安心できる居場所づくりに努める。

(情報モラル)

- ・ 情報モラルの習得のために、情報機器の正しい使い方についての授業を実施する。(可能であれば出前授業を行う。)

② 早期発見

(実態把握)

- ・ 担任や学年団を中心に、日頃から児童の様子や人間関係に変化がないかを観察する。
- ・ 児童の実態把握のためにアンケートを実施し、教育相談を行うことで、いじめの早期発見を図る。

(情報共有)

- ・ 生徒指導部会や終礼等を利用し、気になる児童の様子について情報を共有できる体制を充実させる。

(家庭との協力)

- ・ 学年便り、学級懇談等で、いじめ防止の啓発を図るとともに、保護者との関係を円滑にし、情報を得やすい環境をつくる。

③ いじめへの対処

(組織的対応)

- ・ 全教職員の共通理解のもと行う。 ・ すぐに対応する。 ・ 報告、連絡、相談を徹底する。 ・ 組織で対応する。

(いじめられた児童への支援)

- ・ 被害者の心のケアを最優先し、児童や保護者に対し、支援を行う。

倉敷市立連島南小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員会議 ○ 生徒指導部会 (月1回行う、いじめ対策委員会も兼ねる) ○ 生徒指導情報交換会 (週1回) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級づくりの取組(学級担任) ○ 道徳の時間の取組(学級担任) ○ 非認知能力の育成(通年) ○ 部会及び会議等での情報交換(通年) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実態把握・関係作り ○ 部会及び会議等での情報交換(通年) ○ 保護者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発生事案への対処 ○ 対応手順の共通理解
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ実態把握アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○ アンケート結果の検討 ・ 必要に応じて対処
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評議員会 ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権週間(人権担当) 人権集会 いじめ防止スローガン 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担任による教育相談 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 		<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別面談 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員研修 ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 			
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非行防止教室 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 			
11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ネットモラル教育(SNSの扱い方など) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 担任による教育相談 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権週間(人権担当) いじめ防止スローガン 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別面談 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 			
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校評議員会 ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 			
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生徒指導部会 (いじめ対策委員会) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次年度の引き継ぎ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次年度の引き継ぎ 	

年間を通して行う取組

- ・ 道徳や学級活動での心の成長や非認知能力の向上にかかる取組。
- ・ 未然防止、早期発見、即時対応のための情報交換。「ほう・れん・そう」「かく・れん・ぼう」